

平成30年度

第2回岡山市男女共同参画専門委員会要旨

- 1 日 時 平成30年5月30日（水）午後3時～午後4時45分
- 2 場 所 岡山市役所議会棟3階 第1会議室
- 3 出席委員 中塚委員長、貝原副委員長、小松委員、角田委員、高田委員、原田委員、日笠委員、藤田委員、松井委員、光岡委員
- 4 出席職員 井上市民協働局次長
（女性が輝くまちづくり推進課）
逢澤参事、奥野参事監、岩井課長補佐、高村主査、植木副主査
- 5 傍聴者 2名
- 6 議 事
 - （1）岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第19条第3項運用基準適用について（報告）
 - （2）岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例改正について
 - （3）その他
- 7 配布資料
 - 資料1 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第19条第2項の適用に係る審査票（第19条第3項運用基準適用）
 - 資料2 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例改正スケジュール（案）
 - 資料3 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例改正の方向性
 - 資料4 他都市の状況（性の多様性について）
 - 資料5 他都市の状況（WLB・女性活躍等について）
- 8 会議の状況
 - 議題1 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第19条第3項運用基準適用について（報告）
 - 事務局の報告
 - 資料1 「介護認定審査会」について事務局より説明。正副委員長に承認いただいたことを報告。
 - ・女性を増やす努力をすべきであり、担当課の考えを聴きたい、委員が揃っている場で審査をすべき、との意見。
 - 次回からは専門委員会に担当課出席とする。
 - 議題2 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例改正について
 - <条例改正スケジュールについて（資料2）>
 - 事務局から説明
 - ・条例改正スケジュールについては、市民からの意見聴取の期間を確保しながら、可能であれば早めたいと考えている。

○主な意見

- ・素案の段階から、市民の意見を反映できるように。
- ・支援団体との意見交換については、いくつかの団体が考えられる。→ 情報提供していただく。
- ・早い段階でも市民が意見を出せるように、条例を改正しようとしていることを市民に広く伝えるように。
- ・専門委員会でしっかり素案を練って、しっかりしたものを提示して、その上で市民の意見を収斂していけばよいのでは。我々専門委員も、市民の声を聴きながら議論していく。
- ・条例には「事業者の責務」もあるので、改正については事業者にも周知を。

<条例改正の方向性について（資料3～5）>

○事務局から説明

- ・今回の条例改正は「性の多様性」について加えることは決まっているが、どのように条文に加えるのか、また、そのほかに追加修正が必要な項目は何かを議論いただきたい。
- ・資料3は改正が必要と思われる項目とポイントをまとめたもの、資料4・5はこれらの項目について、他都市の状況をまとめたもの。
- ・「性の多様性」については、基本理念に加えるということによろしいか。

○主な意見

- ・現行の条例には基本理念が7項目あるのに、その上の定義づけは3項目しかない。制定から年数が経っているので、改正に当たっては定義の部分をかかなり増やさないといけない。定義をきっちりしておけば、それ以降の条文を簡潔にすることができ、流れがよくなる。現行の7項目に性の多様性をどのように組み込むのか、全部変えるのか、これをベースに加えるのかを議論した方がよい。
- ・「性同一性障害」等のことばも今は使わない方向になっていて、ことばの使い方については今後とも変化していく可能性がある。ことばが変わったら、また条例も変えることができるのか。
→ 変える必要が生じた場合も、定義の部分をしっかりしておいて、条文をすっきりさせておいた方が対応しやすいと思う。性の多様性については、基本理念に加えるとともに、定義の項目にも加えることに。

○事務局から説明

- ・女性活躍、ワークライフバランスについて。既に基本的な考え方は現行の条例にも「事業者の責務」として入っているが、「男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。」となっており、表現が弱い。
- ・他市では市内部の意思決定過程への女性の参画をうたっているところもある。
- ・相談支援センターの場所を条例の中で明記しないようにしたい。
- ・条例21条～27条について、DV防止法との調整で文言等も修正が必要ではないか。
- ・条例の中で「さんかくウイーク」を6月に限定しているが、条例からは時期を外してはどうか。

○主な意見

<事業者の責務・女性活躍等>

- ・事業者の責務については、表現が弱いと思う。同じことを書いてはいるが、「ワークライフバランス」ということばを使った方がよいのではないか。
- ・事業者の責務について、最終的には「…努めなければならない。」という努力義務になると思うので、逆に、その前の部分の文言は「これが責務だ」という強めの表現を使うのがよいのではないか。

- ・女性活躍推進法はかなり具体的なので、条例も具体的に、「…ねばならない」でもよいのでは。
- ・そもそも「男女」という言葉をやめたらどうか。
- ・漢字にルビを振っていただきたい。
 - 条例そのものにルビを付けられるかどうか分からないが、条例を紹介する時には誰でも読めるように配慮を。
- ・市内部の意思決定過程への女性の参画について、案としては条文を付け加える方がよい。
- ・事業者の立場で言うと、女性活躍についてはかなり労働基準局等から要求されている。一方で、町内会では女性活躍が進んでいない。地域をよくするためには取り組まなければならないのでは。
 - 福岡市では条例に明記されている。
- ・町内会の女性活躍についても、案には入れればよい。合わなければ削ればよい。

<DV関連>

- ・相談支援センターの場所を明記しないのはなぜか。
 - 安全上、必要な人にだけ場所を伝えることにする。全国的にもそうなっている。必要の人に情報が届くよう、電話相談についての周知はしっかりしていく。
- ・場所を明らかにしない方が、相談を受ける側も安心できる。
- ・この条例ができた時は、DVの項目は全国的にも先駆的で最も充実していた。21条から27条を見直すというのは、DV防止法も改正があったので、それに合わせて付け加えるということか。
 - この条例とDV防止法はほぼ同じ時期にできた。当時に比べると警察の対応等も非常に進んでいる。現行の条例はかなり詳細に書かれているので、現状に合わせて少し整理して、岡山市として強調すべきことを強調する形で見直す時期ではないかと考えている。
- ・DV防止法に合わせて調整が必要ならしなければいけないが、後退することがないように。
- ・現行の条例に入っていないのは、民間団体との連携の部分。
- ・セクシャルマイノリティの方もDV被害に遭うことがあるので、そういう視点も入れてほしい。
- ・関係機関との連携も入れてほしい。子どもの前でDVを見せるのは児童虐待になる。

<さんかくウイークについて>

- ・今まで6月に行事をしてきたのに、なぜ変えるのか。
- ・さんかくウイークの実行委員会をしているが、年度をまたいで行事の準備をしている現状は、実際にしんどい。
 - ただちに行事の時期を変えるわけではないが、条例では「毎年実施する」ことだけを決めておいて、時期まで限定しないことにしたい。

<条例改正の周知について>

- ・市民の意見を反映させるために、早い時期から条例改正に取り組んでいることを市民に周知するように。

議題3 その他

○次回開催予定

次回日程について事務局より説明